

NOKグループ環境負荷物質一覧と管理区分

JAMP 管理リスト コード	対象規制法規・業界基準	管理区分	
		禁止	申告
JP01	化審法(第一種特定化学物質)	○	
JP02	安衛法(製造禁止物質)	○	
JP03	毒劇法(特定毒物)	○	
EU01	2002/95/EC[RoHS 指令]	○	
EU02	2000/53/EC[ELV 指令]	○	
EU03	CLP[付属書 VITable3.2CMR-cat.1,2]		○
EU04	REACH 付属書 XVII[除:CLP 付属書 VITable3.2CMR-cat.1,2]	○	
EU05	REACH 許可対象候補物質(SVHC)		○
EU06	POPs 規則付属書 I	○	
OT01	ESISPBTF(fulfilled)	○	
IA01	GADSL	○	○
IA02	IEC62474		○

※物質リストの使用際は、「JAMP 管理対象物質」および各法規の最新版を参照ください。

【管理区分の定義】

- 禁止 : 原則含有禁止の物質(群)
- 申告 : 含有する場合には申告が必要な物質(群)

【含有有無申告判断の基準】

法規閾値 (注1)	濃度	非意図的含有	意図的添加
あり	閾値以上	報告する	報告する
	閾値未満	報告必須としない	
なし	0.1wt%以上	報告する	
	0.1wt%未満	報告必須としない	

※詳細は、「JAMP AIS・MSDS(SDS)Plus 解説書」の最新版を参照ください。

※1 : 個々の製品に関しては、リスト記載の物質以外でも顧客がグリーン調達基準などで規定する使用禁止物質がある場合は、それに従う。又、除外事項についても同様とする。

※2 : 詳細は、NOKグループグリーン調達ガイドライン付属書-1に記載している。

付表2. 使用量把握物質一覧

	No.	量を把握する物質	CAS番号	政令 番号	対象事業場	
					横須賀	久喜
P R T R 法対象物質 の量の把握対象物質	1	トルエン	108-88-3	300	○	○
	2	キシレン	1330-20-7	80		○
	3	ニッケル	7440-02-0	268		○
	4	MDI	101-68-8	448	○	
	5	NDI	3173-72-6	303	○	
	6	TODI	91-97-4	228	○	
	7	ほう素化合物	10043-35-3	405		○
	8	ポリ(オキシエチル)アルキルエーテル	9002-92-0	407		○